慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	フランス法における他人の財産管理(2) : 管理のための信託
Sub Title	L'administration des biens d'autrui en droit français (2): La fiducie-gestion
Author	Lerond, Sylvie(Hara, Megumi) 原, 恵美
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.23 (2012. 5) ,p.255- 266
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	講義 : 2011年度大陸法財団寄附講座「財産の管理・ 運用」
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20120529-0255

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

講義
2011年度大陸法財団寄附講座「財産の管理・運用」

フランス法における他人の財産管理（2）

――管理のための信託――

シルヴィー・ルロン
原　　恵　美／訳

はじめに
Ⅰ．信託の利害関係人
　1．設定者
　2．受託者
　3．受益者
　4．第三者たる監督者
Ⅱ．契約の成立
　1．信託の設定に関する制限規定
　2．様式に関する規定
Ⅲ．信託契約の履行
　1．受託者の権利および義務
　2．債権者の権利
Ⅳ．信託契約の終了
　1．信託契約の終了事由
　2．信託資産の帰趨
Ⅴ．結論――委任との比較

はじめに

フランスの信託は、2007年２月19日法律第2007-211号によって、民法典2011

条から2031条に導入されました。この制度は、幾度か改正されています。その中でも、自然人が信託を設定することおよび弁護士が受託者になることを認めた、2008年８月４日法律第2008-776号〔改正前は、金融機関等の一定の法人に限定されていた〕、倒産手続の改正に関する2008年12月18日オルドナンス、〔「担保のための信託」に関する〕2009年１月30日オルドナンス、ならびにこの2009年オルドナンスを改正し、「担保のための信託」制度を完成させた2009年５月12日法律第2009-528号があります。

信託は、法律上、一人または複数の委託者が、一人または複数の受託者に対して、現在の財産、権利または担保ないし将来の財産、権利または担保を移転し、受託者が自己固有の資産（patrimoine）から分別して保有し、一人または複数の受益者のために特定の目的において行為をするという仕組み（opération）です（第2011条）。

「財産、権利または担保」というカテゴリーを累積的に用いるのは、これらの概念が、互いに重なりあう以上、法的には、当を得ないものです。というのは、「財産」というカテゴリーは、権利と担保を含んでいるからです。立法者がこのような用語を用いたのは、最大限の経済活動を確保するために、信託について最も広範な適用範囲を確保したいという立法者の思惑によって説明することができます。

信託設定時に移転された財産は、信託資産において、受託者の固有資産からは区別された「充当資産（patrimoine d'affectation）」を構成します。これは、資産の単一性という古典的な原則に対する例外です。資産単一の原則によれば、資産とは、法上の人に結び付けられた、権利および義務の集合であると考えられます。その帰結として、あらゆる資産は、法上の人に結び付けられており、あらゆる法上の人が単一の資産を有するのです。

ところが、受託者は、固有資産に加えて、受託者の任務のために充当される権利および義務に相応する形で充当資産を別に有しています。重要な問題は、充当資産の形成によって、ある財産を信託下に置くということは、この財産の所有権を受託者に移転したことになるのかということです。立法者は、この問

題を解決しておらず、今日まで明確な判決がないことから、学説上、議論の対象になっております。確実に言えることは、信託的所有権は、所有権が通常備えている、あらゆる権利を有するということからはほど遠いということです。

事実、544条は、所有権を次のように定義しています。すなわち、所有権は、「もっとも絶対的な方法によって物（choses）を収益し、処分する権利」としています。これと比較して、信託的所有権は、制限されています。一方で、信託的所有権は、信託契約によってもたらされる制限を内包します。受託者は、受益者の利益のために特定された目的の範囲内で行為するため、544条における真の所有者のような自由を有しません。また、他方で、信託的所有権は、一時的なものです。というのは、受託者は、最大で99年という期間の中で、その権利を享受しているからです。

信託は、現在のところ、管理の目的（「管理のための信託」）および担保の目的（「担保のための信託」）として利用されています。反面、立法者は、恵与を実現するために信託を用いる可能性を排除しました（第2013条）。この講義は、他人の財産管理に関するものですので、**管理のための信託**について検討することとします。

以下では、順次、（1）信託の利害関係人、（2）契約の成立、（3）履行、（4）終了、（5）委任との比較について扱うことによって、この新しい制度である信託の特徴を明らかにします。

Ⅰ．信託の利害関係人

信託は、設定者、受託者と受益者を含む、三者の仕組みです。しかし、管理のための信託において、必然的に設定者と受益者は一致しています。それは、さもなければ、信託が設定者から受益者への無償の移転を実現するものとなり、立法者が禁止する恵与にあたるからです。これらの者以外に、他の者を介入させることもできます。それは、第三者たる監督者です。

1．設定者

設定者は、受託者に財産を移転する者です。信託導入当初、設定者は、法人税を納付する法人に限定されておりましたが、2008年８月４日法律第2008-776号によって、設定者の資格は、あらゆる法人と自然人に広げられました（第2014条の廃止）。

成年者である自然人は、資産を管理する能力を現に維持していたとしても、将来的に、管理を自律的に行うことができなくなったときのために保護措置を講じたい場合、信託を設定できます。自律性の喪失は、様々な理由（例えば、年齢、病気、周囲の人々に対する信頼の欠如、近しい人の影響を恐れる場合等）によることが考えられますが、保護措置の必要性は、管理対象の積極財産の複雑さによって一層増大します。

気を付けなければならないのは、後見に服する成年者が信託を新たに設定することはできませんが、後見や保佐の開始前に存在している信託は、後見や保佐開始によって終了することはありません。

2．受託者

受託者は、設定者から財産の移転を受け、信託資産を受益者のために管理する目的において行為する者です。

設定者の利益を保護するために、専門家のみが受託者になることができます。例えば、銀行および保険分野における法人、投資会社、弁護士といった者です。

3．受益者

受益者は、受託者の行為によって利益を得る者です（第2011条）。管理のための信託の場合、受益者は、信託終了時に信託資産を取得することができます。当然、この資産は、受託者が信託契約を履行するにあたってなした行為によって、信託開始時から変動している可能性があります。

また、あらゆる自然人や法人が受益者になることができます。さらに、2016

条において定められているように、設定者および受託者は、それぞれ受益者または受益者のうちの一人になることができます。管理のための信託の場合、設定者以外の者が受益者になることはできません。そうでなければ、信託は、禁止されている恵与を実現してしまうことになるからです。

4．第三者たる監督者

設定者は、いつでも、第三者たる監督者を任命することができます。それは、〔信託〕契約の履行において、設定者の利益を保障するためです。

設定者が法人の場合は、信託契約においてこの権利を放棄することができます。これに対して、設定者が自然人の場合は、たとえ信託契約においてこの権利を放棄していたとしても、常に、第三者である監督者を任命することができます。

Ⅱ．契約の成立

1．信託の設定に関する制限規定

第一の禁止事項について検討しましょう。信託契約は、恵与の意図においてなされた場合には、無効です。この無効は、公序を理由とするものです（第2013条）。それゆえ、信託それ自体として恵与を実現することはできないのです。

しかし、〔財産〕移転スキームの中で、贈与対象財産に対して一定の制約を課す手段あるいは保存のための手段として、信託を利用することまでは禁じておりません。

例として、受贈者に対する負担付き贈与について考えたいと思います。ここでの負担とは、受託者に贈与財産を移転するというものですが、言い換えれば、贈与で内容が定められた管理のための信託契約に贈与財産を服するということです。目的は、贈与財産を適切に管理する能力がないような受贈者を保護する点にあります。この場合、財産管理は、専門家によって保障されることになります。また、受贈者による信託の撤回の心配もありません。それは、贈与

財産を信託に服せしめるということは、贈与の負担を構成するものであり、贈与者は、これが尊重されるような法的手段を有するからです。すなわち、受贈者は、この負担を免れようとするならば、贈与者は、負担の強制履行を求めるか、あるいは、当該贈与の解除を求めることができます。解除を求めた場合には、損害賠償請求をすることも可能です。

また、信託は、継伝的贈与遺贈（donations graduelles）のスキームの実現を確保することもできます。継伝的贈与遺贈とは連続する二重の恵与であり、第一受益者（負担者）（premier gratifié（le grevé））に財産が移転されますが、それは、その財産を保存し、死亡時に第二受益者（指定者）（second gratifié（l'appelé））に移転するという負担付きでなされるものです。第一受益者は、生存中は財産の所有者ですが、その所有権は、財産を保存することが義務づけられている継伝条項によって制限されております。財産の保存を保障するために、1052条は、遺贈者（au disposant）に、負担の適正な履行を確保するための担保を設定することが認められております。信託を利用するという考え方は、贈与において、第一受益者が贈与の対象である財産を受託者に移転するという負担を定めることによって、財産の保存を担保することを指します。第一受益者に課された、信託に服せしめるという負担は、第二受益者にとって、財産の消失を防ぎ、さらに、適正な管理を確保するための保障となるのです。

第二の禁止事項は、債務者がその債権者の差押えを免れるために、固有の資産から特定の財産を出捐することを試みる場合に関連します。信託は、設定者の固有資産からは区別される充当資産を作り出すため、フロード〔詐害行為〕になる可能性があります。フロードの場合については2025条に定められており、そこでは、設定者のいかなる債権者であっても信託資産を差し押えることを認めております。

他にも、債権者は、1167条の詐害行為取消権を根拠として、信託を設定する行為を攻撃することができます。その場合、信託の設定は、その債権者に対抗不能です。当該債権者は、設定者が支払不能状態になるかあるいはそれを悪化させるために、設定者自身が意図的に信託を設定したということを証明しなけ

ればなりません。

最後に、設定者が倒産手続に服する資格を有する場合（企業や団体等）、設定者の支払不能後に信託が設定された場合、信託は、無効となります（商法典第632-1条１項９号）。

２．様式に関する規定

法律は、信託が明示によって設定されることを要求します（民法典第2012条）。したがって、信託は、委任とは異なり、黙示によることはできません。

民法典は、信託が有効となるために、信託における、次のような**必要的記載事項**を定めます。必要的記載事項が欠けている場合、信託は無効です（第2018条）。

――移転された財産、権利および担保。

――移転の期間。当該期間は、信託契約に署名したときから99年を超えることはできません。

――利害関係人の同定（設定者、受託者、受益者）。

――一人または複数の受託者の任務並びに管理及び処分権限の範囲。

さらに、その他の様式をも備えなければなりません（第2019条１項）。特に、信託契約は、租税上の登記を１カ月以内に行わなければ無効となります。

また、あらゆる信託は、信託の国家的登記を備える必要性があります。この登記は、2010年３月２日デクレ第2010-219号によって創設されました。

Ⅲ．信託契約の履行

１．受託者の権利および義務

設定者との関係において、受託者は、信託資産に対する管理権限および処分権限を有しています。これらの権限の内容は、信託契約において定められます

（第2018条６号）。

広範な**契約自由**は、設定者の希望や必要性に従って信託契約を設定することを可能にします。ただし、これは、受託者が受益者の利益のために定められた目的に従って行動することが必要不可欠であるという前提の上にあります。

条文上、設定者が営業財産または営業用不動産を利用することを信託契約上定めることが認められています（第2018-1条）。したがって、立法者は、設定者に、信託下の財産を「利用する」ことを認めています。しかし、信託契約は、受託者が信託資産の所有者であるとされている以上、受託者からあらゆる権限を奪うようなことは認められません。まさに、受託者は、受益者の利益において信託目的を実現するために、所有権の権能を行使しなければならないという義務を負っているのです。受託者が有する権限が十分でない場合、信託契約は、委任として、再度、法性決定される可能性があります。

受託者が有する任務を報告する義務に関して言えば、法律は、この義務の原則を定めましたが、その詳細は信託契約において定めることと規定します（第2023条）。

受託者は、任務の遂行にあたって、第三者と取引する場合、受託者の資格において行動することを明らかにしなければなりません（第2021条）。

受託者は、その任務の遂行過程において侵したあらゆるフォートについて、個人責任を負うことになります（第2026条）。

２．債権者の権利

受託者の個人債権者は、充当資産を形成する信託資産に対して、何ら権利を有しません（第2024条）。設定者の個人債権者は、信託設定後、もはや信託資産に対して権利を有しません（第2025条）。ただし、信託設定が債権者の権利に対するフロードになる場合はこの限りではありません。

他方で、信託資産の保存または管理より生じた債権の債権者は、信託資産を差し押さえることができます。例えば、当該資産に関連する銀行への手数料または不動産維持費がこれに該当します。信託資産が不足する場合には、これら

の債権者は、原則として、設定者の資産によって支払いを求めることができます。ただし、これは、信託契約において、受託者にのみ責任追及が限定されていない場合に限られます。しかし、このように受託者に責任限定されているというのは、あまり現実的ではありません。なぜなら、受託者がその個人資産によって責任を負うのは、実務上、賢い選択とは言えないからです。また、信託契約において、信託の消極財産を信託資産に限定するということを定めることができます。しかしながら、このような条項は、債権者が同意しない限り、その債権者に対抗できません。

Ⅳ．信託契約の終了

１．信託契約の終了事由

信託契約は、受益者が承諾するまでは、設定者によって撤回できます（第2028条）。逆に、受益者が承諾した後は、撤回できなくなります。しかしながら、管理のための信託の場合、設定者は受益者であることから、信託は、結局、いつ何時でも撤回できることになります（第2028条２項）。

「設定者＝受益者」が信託を撤回できるという権能（faculté）は、信託契約の脆さの原因であり、信託の目的が資産の永続的な管理の確保である場合には、信託を用いる場面が限られることになります。信託契約において、一時的であれ、撤回不可能性を定めることができるのかは法律上確かでありません。

信託契約の脆さは、他にもあります。それは、信託が、自然人たる設定者の死亡によって当然に終了するという事実に起因します（第2029条）。そうすると、親が生存中に、死後、財産が信託という「負担付き」で子に移転されるという財産管理のために信託を設定しようとしても、現段階では不可能です。設定者の死亡は、管理のための信託を終了させるからです。立法者は、担保のための信託についてのみ、自然人たる設定者の死亡によって信託が終了しない旨を定めました（第2488-1条２項）。

この他に、信託の当然終了原因となるのは、契約に定められた期限の到来、

または期限到来前の目的の達成です。

最後に、法律は他の終了事由も次のように定めておりますが、これらの事由に該当したとしても信託契約が継続する条件を個々の契約に定めることで信託の終了を回避することを認めます（第2029条２項）。

――すべての受益者による信託の放棄。

――受託者がその任務をもはや遂行できなくなった場合、例えば、受託者の解散（dissolution）。

２．信託資産の帰趨

管理のための信託が終了した場合、信託資産は、受益者、すなわち設定者に移転されます。また、設定者が死亡した場合、信託資産は、設定者の相続財産に復帰します（第2030条２項）。その結果、設定者は、信託の利用によって相続の場面での執行者を設けることを相続人に強制することはできないのです。この点については、死後委任の方が、より適合的だということになります。

Ｖ．結論――委任との比較

信託は、委任よりも強力に他人の財産を管理することを可能にする制度です。

事実、委任とは異なり、信託は、設定者の資産中の財産を受託者の資産に移転します（第2011条）。信託の設定は、設定者の資産と受託者の固有資産からは区別された、**充当資産**の創設として働きます。信託資産を差し押さえることができるのは、信託資産の保存や管理から生じた債権の債権者のみです。この債権者は、信託資産が不足している場合には、信託契約に反対の定めのない限り、設定者の資産を差し押さえることができます。委任においては、受任者に託された財産は、委任者の資産にとどまり続け、委任者の債権者が差し押さえることができます。

さらに、委任とは反対に、信託は、受託者に託された任務の範囲において、

設定者の権限剥奪が生じます。信託契約が有効となるためには、受託者の任務ならびにその管理および処分権限の範囲が信託契約において明確にされていないと契約が無効になります。逆に、委任において、委任者は、受任者と同時に行為することができ、受任者の決定とは相反する決定を下すことができます。

他人の財産の管理のために用いられる解決策の持続性という観点からみると、信託は受益者の承諾によって、撤回不可能になるため、委任よりも優れていることになります。逆に、委任は、原則として、委任者によって撤回が自由にできます。ただし、不幸にも、管理のための信託の場合、設定者の地位と受益者の地位の混同によって、この撤回不可能性を導くことができません。信託は、一時的な撤回不可能性を定めることができるように進展しなければなりません。

最後に、信託は、第三者たる監督者によって管理の監督の仕組みを設けることができます。これは、委任については認められておりません。監督者設置の可能性は、おそらく、設定者が複数いる場合において、設定者間で生じうる紛争を解消するため、特に関心に値するように思います。

このように、管理のための信託は、委任と比べてより多くのことを達成することができます。しかしながら、管理のための信託は、実務上の必要性に応え、トラストのような外国の制度と競い合うようにならなければなりません。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【訳者あとがき】

本翻訳は、シルヴィー・ルロン（Sylvie Lerond）弁護士が、2011年11月12日と11月14日に慶應義塾大学において行った講義のために用意された原稿のうち、11月14日の講義の翻訳である。

ルロン弁護士の講義は、2011年度大陸法財団寄付講座の一つとして行われたものであるが、ルロン弁護士は、２日間にわたって、フランスにおける財産管理について講義された。本翻訳は、11月12日のテーマであった「委任」（前掲の第１回目の講義である「フランス法における他人の財産管理（1）――一般法の委任および特別の委任――」のこと）に引き続き、もう一つの財産管理制度である「信託」について講義された原稿（フランス語題名：La fiducie-gestion）の翻訳である。

当日は、原が講義の通訳を担当し、金山直樹慶應義塾大学大学院法務研究科教授が質疑応答を通訳された。なお、太字と下線は原稿そのままである。〔　〕内の記述は訳者が付したものである。その他、第一回目の講義の訳者あとがきを参照されたい。